

倫理規程

(策定の趣旨と目的)

一般社団法人 育ちとつながりの家ちとせは、社員が依拠すべき倫理規定を定め、これを倫理規定として社会的に宣言する。

社員は、「社会の中での困りのある子どもやその親御さん」に対し質の高い支援とサービスを提供するために、社会の信頼に応えるためには、本規程を十分に認識し、遵守しなければならない。事業の実施にあたっては、利用者があってはじめて事業が実施できることを自覚し、利用者の立場を尊重しなければならない。

プライバシーや権利の意識の変化などともなって、近年、利用者の側にも意識の変化がある。社員の社会的責任と倫理、利用者の人権の尊重やプライバシーの保護、被りうる不利益への十二分な配慮、虐待防止などの基本的原則を忘れては、利用者の信頼および社会的理解を得ることはできない。社員は、事業の目的や療育的手法その必要性、起こりうる社会的影響について何よりも自覚的でなければならない。

事業の発展と質的向上、療育の実施実績の一層の進展のためにも、本規程は社会的に要請され、必要とされている。本規程は法人社員に対し、療育事業の企画から実施、成果に至る全プロセスにおいて、倫理的な問題への自覚を強く促すものである。

- 第1条 法人事業は、応用行動分析の論理に基づき、実施されなければならない。社員は、絶えず療育手法の習得や技術の習得に努めなければならない。
- 第2条 法人事業は、実施する国々の国内法規及び国際的諸法規を遵守して実施されなければならない。社員は、故意、不注意にかかわらず法人事業に対する社会の信頼を損なうようないかなる行為もしてはならない。
- 第3条 必要に応じ療育的観点より、応用行動分析学に基づく「消去」（無視）又は「罰」（快を取り去る罰）を行うことがあるが、これは問題行動の対応に関する手法を用いたものであるということを事前に利用者知らせておかなければならない。
- 第4条 利用者の利用は、自由意志によるものでなければならない。
- 第5条 社員は、事業実施上知り得た個人データや動画の提供先と使用目的を知らせなければならない。
- 第6条 社員は、利用者のプライバシーの保護を最大限尊重し、利用者との信頼関係の構築・維持に努めなければならない。
- 第7条 社員は、利用者のその性別・年齢・人種・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない。報告書などにおいても、差別的な表現が含まれないよう注意しなければならない。社員は、利用者が不快になるような性的な言動や行動がなされないよう十分配慮しなければならない。

第8条 利用者が年少者である場合には、社員は特にその人権について配慮しなければならない。利用者が満15歳以下である場合には、保護者など責任ある成人の承諾を得なければならない。

第9条 社員は、記録機材を用いる場合には、原則として利用者に事前に目的および使用することを知らせなければならない。

第10条 社員は、記録資料や動画を安全に管理しなければならない。

(付則)

- 1 本規程は2021年4月1日より施行する。
- 2 本規程の変更は社員総会の議を経ることを要する。